

平成30年 第4回 新郷村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 : 平成30年4月13日(金) 午後3:00~3:40

2. 場 所 : 山村開発センター 1階 中会議室

3. 出席委員 (9人)

職 名	番 号	氏 名
会 長	10	工藤 昭治
委員	1	田守 和人
〃	2	谷地村 久人
〃	3	佐藤久美子
〃	4	高見 憲正
職務代理	5	小坂 敏
委員	7	長根 孝衛
〃	8	小澤 守昭
〃	9	佐藤 光男

4. 欠席委員 (1人)

5. 会議書記 事務局総括主幹 本間 由美子

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 諸般の報告について

日程第3 議案第3号 新郷村農地移動適正化あっせん基準等の一部改正について

日程第4 報告第4号 農地使用貸借合意解約書の受理について

日程第5 議案第8号 農地法第3条第2項平第5号の規定による別段面積の設定について

日程第6 議案第9号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

(平成 30 年第 4 回 4 月の総会)

議長	会議に入る前に、新郷村農業委員憲章の唱和を行います。 唱和の音頭を、3 番、佐藤久美子君にお願いします。
	(新郷村農業委員憲章の唱和)
議長	本日の出席委員数は 9 名で、定足数に達しておりますので、これより平成 30 年第 4 回新郷村農業委員会総会を開会いたします。 日程第 1、議事録署名委員の指名についてを議題とします。 議事録署名委員は、議長指名と言うことでご異議ありませんか。
	異議なし
議長	それでは、議事録署名委員には、1 番、田守和人君並びに 4 番、高見憲正君を指名いたします。
議長	次に、日程第 2、諸般の報告をします。 諸般の報告については、配布のとおりであります。事務局より報告事項の朗読と説明を求めます。
事務局	(諸般の報告について朗読と説明)
議長	次に、日程第 3、報告第 3 号新郷村農地移動適正化あっせん基準の一部改正について、事務局より報告事項の朗読と説明を求めます。
事務局	2 ページをお開きください。 日程第 3、報告第 3 号 新郷村農地移動適正化あっせん基準等の一部改正について説明いたします。 3 ページをお開き下さい。 3 月の総会でご承認をいただいた、新郷村農地移動適正化あっせん基準および同細則について、平成 30 年 3 月 13 日青森県知事に申請したところ、青森県知事から平成 30 年 3 月 19 日付で認定されたので報告いたします。以上です。
議長	ただいまの事務局説明について、質疑、意見はございませんか。
	質疑意見なし
議長	質疑意見なしと認めます。 次に、日程第 4、報告第 4 号農地使用貸借合意解約書の受理について、事務局より報告事項の朗読と説明を求めます。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局	<p>4 ページをお開きください</p> <p>日程第 4、農地使用貸借合意解約書の受理について説明いたします。</p> <p>このことについて、別紙のとおり農地使用貸借合意解約書を受理したので報告いたします。</p> <p>5 ページをお開き下さい。</p> <p>貸人、借人は使用貸借合意解約書写しのとおりです。解約に係る理由は、貸人が新しい借人と農業次世代人材投資事業による利用権設定を行うため現借り人と解約を行うものです。以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの事務局説明について、質疑、意見はございませんか。</p>
	<p>質疑意見なし</p>
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>次に、日程第 5、議案第 8 号、農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による別段面積の設定についてを議題といたします。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>6 ページをお開き下さい。</p> <p>日程第 5、議案第 8 号、農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による別段面積の設定についてご説明いたします。</p> <p>農地法第 3 条の許可要件である下限面積については、農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定により、新郷村では農地の権利取得後において、耕作の事業に供すべき農地の合計面積及び耕作又は養畜の事業に供すべき採草放牧地の面積の合計が 30 アール以下の場合許可できないこととなっております。</p> <p>また、農業委員会の適正な事務実施についての通達により、農業委員会は毎年、別段面積の設定または変更の必要性について審議することとなっております。</p> <p>事務局としては、6 ページ議案書記載のとおり、引き続き村全域を 30 アールとし、別段面積設定理由として、農地法施行規則第 17 条第 2 項を適用するため問題ないと考えております。</p> <p>なお、7 ページに公示の案を添付してありますので、参考に願います。</p> <p>また、今回の総会でご承認を頂きましたら、同法施行規則第 18 条により公示を行いますのでご了承願います。</p>
議長	<p>ただいまの事務局説明について、質疑、意見はございませんか。</p>

	質疑意見なし
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第 8 号を原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。</p>
	異議なし
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 8 号は原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>次に、日程第 6、議案第 9 号、農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可についてを、議題といたします。</p> <p>事務局より、議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>8 ページをお開き下さい。</p> <p>日程第 6、議案第 9 号、農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について、説明いたします。</p> <p>農地法第 3 条の規定により、別紙申請書のと通りの申請があったので、審議を求めるものです。</p> <p>今月の農地法第 3 条の許可申請は、売買 1 件、使用貸借が 1 件、計 2 件であります。</p> <p>9 ページをお開き下さい。</p> <p>議案第 9 号、受付番号 5 号の申請は譲受人が事業規模拡大のため、売買するものです。</p> <p>9 ページに 議案書の写し、10 ページに 農地法 3 条 1 項の調査書、11 ページに許可申請書の写し、12 ページに位置図を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>また、10 ページの農地法第 3 条の調査書記載のとおり、周辺農地の状況及び地域調和等、許可できない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上、受付番号第 5 号の説明を終わります。</p> <p>13 ページをお開きください。</p> <p>受付番号第 6 号について、説明いたします。</p> <p>譲受人が農業次世代人材投資事業による利用権設定をおこなうもので、使用貸借期間は 5 年間です。</p> <p>13 ページに議案書の写し、14 ページに農地法 3 条 1 項の調査書、15 ページに許可申請書の写し、16 ページに使用貸借契約書の写し、17 ページに位置図を添付しておりますので参考にしてください。</p>

	<p>また、14 ページの農地法第 3 条の調査書記載のとおり、農作業常時従事、地域調和等、許可できない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上、受付番号第 6 号の説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの事務局説明について、質疑、意見はございませんか。</p>
	<p>質疑意見なし</p>
議 長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第 9 号を原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。</p>
	<p>異議なし</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 9 号は原案のとおり決定しました。</p>
議 長	<p>以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。</p> <p>これをもって、平成 30 年 第 4 回新郷村農業委員会総会を閉会いたします。</p>

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成 30 年 月 日

議 長

署名者

署名者